

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和2年3月5日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 専決処分の発生原因となる事実

令和2年2月5日（水）午前10時頃、周南市新清光台3丁目の民有地において、財政部課税課職員が公用車を駐車しようとした際、相手方所有の排水桝の上を通過し、排水桝の蓋を破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所 周南市大字久米4301番地の5

氏名 株式会社 美建

代表取締役 松本 洋子

(3) 損害賠償の額

¥1,880-

2 専決処分の年月日

令和2年3月2日